

札幌市自立支援協議会豊平区地域部会規約

第1条（目的）

札幌市自立支援協議会豊平区地域部会（以下「豊平区地域部会」という。）は、札幌市自立支援協議会の部会として、障がい当事者、障がい福祉事業者、行政機関、その他豊平区内の様々な関係団体等との連携のもとに、障がい児者を含む全ての豊平区民が、互いに理解し合いながら主体的に関わり、だれもが安心して生活できる「地域づくり」を行っていくことを目的とする。

なお、当該規約にある「障がい児者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、政令で定める難病、高次脳機能障がい等、年齢や手帳の有無に関わらず、あらゆる障がい児及び障がい者を指す。

第2条（活動内容）

1 豊平区地域部会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
- (2) 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
- (3) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
- (4) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
- (5) 障がい福祉関係事業者や関係機関・団体等の連携体制構築に関する活動
- (6) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
- (7) 豊平区の課題を解決するための、札幌市への施策提言
- (8) その他、目的達成に必要な活動

2 豊平区地域部会は、前条の目的を達成するために、障がい福祉以外の関係機関、企業、地域住民も含めた柔軟なネットワークの構築に努める。

第3条（構成員）

構成員は、豊平区地域部会の目的に賛同する次のものとする。

- (1) 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者
- (2) 区内に拠点のある医療機関
- (3) 区を担当地域とする相談支援事業者
- (4) 区内に居住する障がい当事者または区内で活動する障がい者団体
- (5) 区を担当地域とする民生委員、児童委員
- (6) 区内にある企業等、就労支援関係者
- (7) 区保健福祉部保健福祉課
- (8) 区社会福祉協議会
- (9) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で運営委員会が適当と認める者

第4条（運営委員会及び部会長、副部会長）

- 1 運営委員会は、豊平区地域部会の運営について協議及び決定を行う。
- 2 運営委員会の委員（以下、「運営委員」という。）は構成員の中から選任する。
- 3 部会長（1名）及び副部会長（1名）は、運営委員の中から選任する。

第5条（報告）

豊平区地域部会の活動内容については、定期的に札幌市自立支援協議会及び構成員に対して報告するものとする。

第6条（守秘義務）

構成員は正当な理由なく、豊平区地域部会の活動において知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、豊平区地域部会の活動から退いた後も同様とする。

第7条（その他）

この規約に定めるもののほか、豊平区地域部会の運営に関して必要な事項は、運営委員会における協議及び運営マニュアルにより定めることとする。

附 則

この規約は、平成21年9月8日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。